

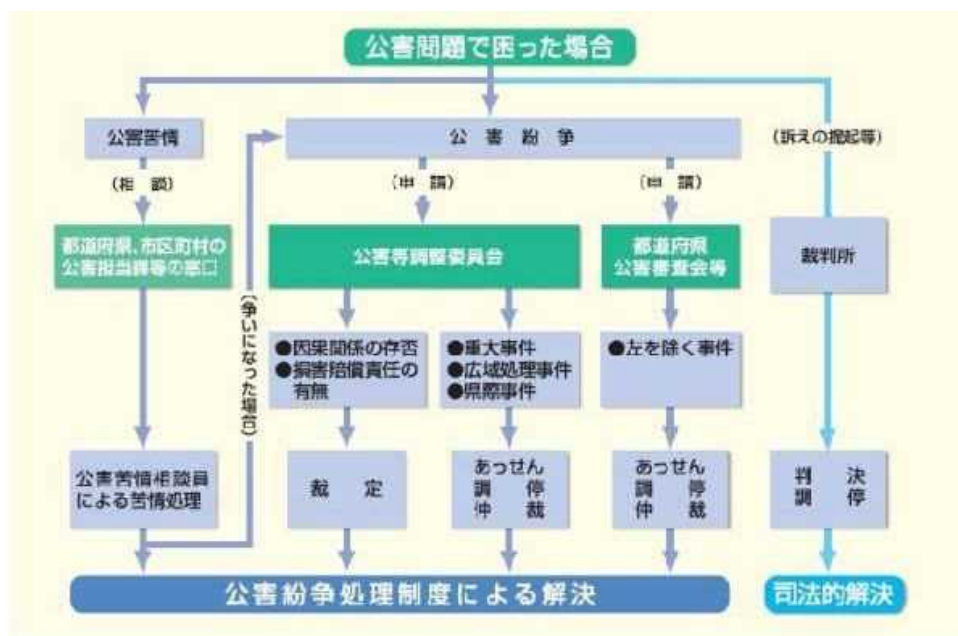
公害紛争処理について（調停申請の手引き）

この手引きは、公害審査会の調停手続きの概要や申請にあたっての留意事項を記載したものです。詳細については、下記にご相談ください。

沖縄県 環境部 環境政策課（沖縄県公害審査会事務局）
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁4階
電話 098-866-2183 FAX 098-866-2308

公害紛争処理制度とは

公害紛争処理制度は、公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを目的とし、公害紛争処理法（昭和45年制定）に基づき設けられました。



1. 沖縄県公害審査会について

沖縄県公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定により、昭和48年に知事の附属機関として設置されました。

委員は、学識経験者、弁護士、医師ら11名で構成されており、事件に応じて、その中から調停委員会等を構成し、中立的な立場で当事者の間に立ち、話し合いを進め、問題の解決に努めます。

2. 公害審査会で取り扱う紛争とは

相当範囲にわたる典型7公害で、かつ、民事上の紛争です。
(公害紛争処理法第2条)

○「相当範囲にわたる」とは

人的・地域的に広がりがあるという趣旨です。単なる相隣関係の問題は対象になりません。(申請は1人でも可能です)

○「典型7公害」とは

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいいます。

○民事上の紛争とは

例えば、損害賠償の請求、操業の差し止めや公害の防止対策を求めるといったものです。

行政処分(許可・認可など)の取り消しや規制権限の行使等を求めるものは、「行政事件」と呼ばれ、民事上の紛争とは区別されていますので、本審査会が扱う紛争には該当しません。

※重大な被害をもたらす公害や航空機、新幹線に係る騒音事件は、国の機関である公害等調整委員会において取り扱います。

※防衛施設に係る公害については、公害審査会で取り扱うことはできません。

※典型7公害に含まれない、日照、通風、眺望等の阻害、電波障害等は対象になりません。ただし、これらの公害が典型7公害とともに発生している場合は、全体について手続きを進めることが可能です。

※実際に公害が発生している場合に限らず、将来公害が発生するおそれがある場合にも事件として扱うことができます。

3. 手続きの種類

(1) 公害審査会では、次の3つの手続きにより紛争解決を図ります。

どの手続きを利用するかは申請者の自由です。

種類	概要
あっせん	3名以内のあっせん委員が、当事者による話し合いと互譲による自主的な解決を、側面から援助・促進する手続きです。
調停	3名の委員からなる調停委員会が、紛争の当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きです。
仲裁	あらかじめ当事者間で、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、3名の仲裁委員からなる仲裁委員会の判断に従う旨の契約(仲裁契約)を結ぶことにより紛争を解決する手続きです。

※これまで沖縄県公害審査会で取り扱った事件は、全て調停手続きです。

(2) 当事者間に合意が成立した場合、民法上の和解契約と同一の効力を有します。(ただし、裁判上の和解のように強制執行の債務名義とすることはできません。)

4. 調停手続きの流れ（最も多い「調停」手続きの流れについて説明します。）

- ①調停を希望する場合、沖縄県公害審査会（事務局：環境部環境政策課）あてに、所定の事項を記載した書面（調停申請書）で申請してください。
事務局による書面審査（記載内容等に不備が無いか確認）を行い受付します。
※調停の申請は、被害者、加害者のどちらからでも申請できます。
※申請には所定の申請手数料が必要です。（申請書に沖縄県収入証紙を貼付）
- ②調停申請を受けると、概ね1ヶ月以内に沖縄県公害審査会を開催し、当該申請の内容を審査し、申請の受理（または却下）を決定します。
- ③申請の受理を決定した後は、3名の調停委員からなる調停委員会を設け、以降は調停委員会で手続きを進めます。
- ④調停委員会は調停期日（手続きが行われる日時・場所のことを期日（きじつ）といいます。）を開催し、当事者双方の出席を求め、意見を聴取し、資料の提出を求め、また、現地調査等を行う等により、事実関係を明らかにし、当事者双方の話し合いを進めていきます。
また必要に応じ、調停案の提示や調停案の受諾の勧告を行います。
※期日は1回2時間程度、原則として県庁舎内で行います。
※当事者双方の合意が図れるまで、調停期日を概ね1ヶ月に1回程度開催し、話し合いを行います。
- ⑤話し合いの結果、当事者間に合意が達成すると、調停委員会は合意の内容を記載した調停調書を作成し、これに当事者が署名等することにより調停が成立することになります。
一方で、これ以上話し合いを続けても合意に達する見込みがないと調停委員会が判断したときには、調停は打ち切りとなります。

留意事項

- 公害審査会における調停手続きは、あくまで当事者双方の話し合いにより双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続きです。
そのため、紛争の解決を図るには、当事者双方が相手の意見に耳を傾け、歩み寄ることが重要となります。
- 調停委員会は、当事者に対し調停への出頭を強制することはできません。
また、一方の当事者の主張が妥当であると認定したり、一方の当事者に特定の措置を講じるよう命令したりすることはできません。
- 調停手続きは、法の定めにより非公開となっており、当事者、代理人以外の第三者の傍聴や事件記録の閲覧は認められていません。
また、当事者も手続きの経過や内容を第三者に公表することを差し控える必要があります。
（当事者によるICレコーダー等記録媒体の持ち込みも認められません）

5. その他

【参加の申し立て】

既に手続きが進められている調停事件で、対象となる公害に係る被害が同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会の許可を得て、当事者としてその事件の手続きに参加することができます（加害者側は参加できません）。

【代理人及び代表者】

代理人とは、申請人や被申請人が、都合により調停期日に出席できない場合やその他自ら調停に臨むことが難しい場合に、代わりに調停手続きを進めてもらう弁護士や適当な第三者のことです。

代理人の選任にあたっては、「委任状」または「代理人選任書」を調停委員会に提出してください。

代理人が弁護士以外の場合は、調停委員会の承認が必要になります。

代表者とは、申請人や被申請人などの当事者が多数の場合に、他の当事者のために手続きを進める1人（又は数人）の当事者のことです。

代表者の選定にあたっては、「代表者選定書」を調停委員会に提出する必要があります（承認は不要）。

	代 理 人	代 表 者
当事者の数	当事者が1人でも選任できる。	当事者が複数の場合に選定できる。
資 格	当事者本人でも第三者でもよい。	当事者本人の中から選定し、第三者から選定はできない。
承認の賛否	弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人に選任するには調停委員会の承認が必要（承認後に承認を取り消して代理人としての行為をさせないことも可能）。	代表者の選定には、調停委員会の選任は不要（調停委員会が代表者をやめさせることはできない）。
権限の範囲	その事件の処理に必要な手続上の一切の行為をする権限がある。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任については特別の授権が必要。	申請の取下げ、調停案の受諾を除き、その事件の処理に必要な手続上一切の行為をする権限がある。
特別授権事項	特別の授権があれば、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任もできる。	申請の取下げ、調停案の受諾はできない。
当事者本人	代理人を選任していても、当事者本人は調停手続で各種の行為をすることができる。	代表者が選定されると、当事者本人は期日への出席、発言、資料提出等の代表者ができる行為は代表者を通じてしかできない。

調停等申請に必要な書類

●申請書様式（様式第1号）

◎申請人、代表者または代理人の記名（令第4条）

◎記載事項（令第4条）

- ・当事者の氏名または名称、住所
- ・代理人または代表者の氏名及び住所
- ・事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
- ・調停等を求める事項及びその理由
- ・紛争の経過
- ・申請の年月日
- ・仲裁の場合、合意によって選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名
- ・調停等を行うに当たって参考となる事項

●添付書類

申請人が本人名義で申請書を作成・提出する場合には、添付書類は必要ありません。ただし、以下の場合には、それぞれ申請書に添付書類が必要です。

(1) 法定代理人による申請の場合

◎戸籍謄(抄)本、後見人を選任する旨の家事審判書謄本等

※申請人が未成年者または禁治産者である場合

(2) 法人または法人格を有しない社団による申請の場合

◎法人の商業登録簿の謄(抄)本等（法人格を有しない社団の場合は、規約、会則、定款等の写し及び代表者の資格を証する書面）

※法人であること及び代表者の資格を証する書面の添付が必要です。

(3) 代表者による申請の場合

◎代表者選定書（様式第6号）

※当事者が多数いる場合には、そのうちから1人または数人の代表者を選定（変更）することができます。

※代表者は、申請の取り下げ、参加申立ての取り下げ、和解の締結、調停案の締結を除き、当該申請に係る一切の行為をすることができます。

(4) 委任による代理人が申請する場合

ア 弁護士の場合

◎委任状（様式は任意です。）

または代理人選任書（様式第5号）

※記載事項

- ・当該弁護士の所属する弁護士会の名称
- ・当該弁護士の事務所
- ・特別委任事項（①申請の取り下げ②調停案の受諾③復代理人の選任）など委任事項

※委任者（当事者）の署名（記名）は必ず必要です。

イ 弁護士でない者の場合

◎委任状（様式は任意です。）記載事項は上記参照

◎代理人承認申請書（様式は任意です。代理人選任書に別紙（関係・理由）添付可）

※記載事項

- ・当該者の氏名、住所、職業
- ・当該者と当事者との関係
- ・代理人として適当な理由

※委任者（当事者）の署名（記名）は必ず必要です。

●申請手数料

◎それぞれの手続きで求める事項の価額によって決まります。

求める事項の価額が算定できない場合は、その額を500万円として算出します。

◎下表に基づき算出した額を「沖縄県証紙」で納めます。（申請書の余白に貼付）

◎あっせん申請は無料です。

1 調停の申請 及び法23条の4 第1項の規定に よる調停の手続 への参加の申立	調停を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額 (1) 調停を求める事項の価額が1,000,000円まで 1,000円 (2) 調停を求める事項の価額が1,000,000円を超え10,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 7円 (3) 調停を求める事項の価額が10,000,000円を超え100,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 6円 (4) 調停を求める事項の価額が100,000,000円を超える部分 その価額10,000円までごとに 5円
2 仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額 (1) 仲裁を求める事項の価額が1,000,000円まで 2,000円 (2) 仲裁を求める事項の価額が1,000,000円を超え10,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 20円 (3) 仲裁を求める事項の価額が10,000,000円を超え100,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 15円 (4) 仲裁を求める事項の価額が100,000,000円を超える部分 その価額10,000円までごとに 10円

<参考>

例えば、価額500万円の調停申請の場合： $1,000 + (4,000,000 / 10,000) \times 7 = 3,800$ 円

価額500万円の仲裁申請の場合： $2,000 + (4,000,000 / 10,000) \times 20 = 10,000$ 円

となります。

●提出部数

正本1部、正本の写し（被申請人の人数分）

様式第1号

調 停 申 請 書

令和 年 月 日

沖縄県公害審査会 殿

申請者の氏名

住所

電話

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

- 1 当事者の氏名（名称）及び住所
 - (1) 紛争の一方の当事者 氏名
住所
(上記代理人又は代表者) 氏名
住所
 - (2) 紛争の相手方 氏名
住所
氏名
住所
- 2 事業活動その他の人の活動のおこなわれた場所
- 3 被害の生じた場所
- 4 調停を求める事項及びその理由
 - (1) 事項
 - (2) 理由
- 5 紛争の経過
- 6 調停を行なうにあたって参考となる事項
- 7 添付書類目録

代理人選任書

代理人氏名

職 業

住所（又は事務所）

所属弁護士会

私は、公害紛争処理法第23条の2に基づき、上記の者を沖縄県公害審査会令和 年
(調)第 号事件における代理人に選任しました。

代理権は次の特別委任事項を含みます。

特別委任事項

- (1) 申請取り下げ
- (2) 調停案の受諾
- (3) 代理人の選任
- (4) 第42条の7第1項の規定による代表当事者の選定

令和 年 月 日

氏名

住所

備考

- (1) 代理人が弁護士であるときは、所属弁護士会を必ず書いて下さい。
- (2) 代理人が弁護士でないときは、当該委員会の許可があるので、別紙に選任者と代理人との関係及びその代理人が適任である理由を詳しく書いて下さい。
- (3) 特別委任事項のうち、不必要なものは消して下さい。

別紙（弁護士以外の者を選任する場合）

代理人：

1. 選任者と代理人との関係

2. 代理人が適任である理由

様式第6号

代 表 者 選 定 書

氏名

職業

住所

電話

私は、〇〇〇と×××との間の公害紛争処理法による調停に関して、上記の者を公害紛争処理法施行令第3条に規定する代表者として選定します。

令和 年 月 日

氏 名

住 所

(備考)

令第3条第2項により、代表者は、申請の取り下げ又は和解の締結若しくは調停案の受諾を除き、当該申請に係る一切の行為をすることができる。

記載例

調停申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県公害審査会 殿

申請者の氏名 沖縄太郎
住所 沖縄県〇〇市〇〇1-1-1
電話 098-000-0000

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

(1) 紛争の一方の当事者 氏名 沖縄太郎
住所 沖縄県〇〇市〇〇1-1-1

(上記代理人) 氏名 弁護士 那覇 次郎
住所 沖縄県〇〇市〇〇2-2-2

(2) 紛争の相手方 氏名 △△株式会社
代表取締役社長 琉球 三郎
住所 沖縄県〇〇市〇〇2-2-2

2 事業活動その他の人の活動のおこなわれた場所

沖縄県〇〇市〇〇1-2-3所在の被申請人の工場

3 被害の生じた場所

申請人の住所地

4 調停を求める事項及びその理由

(1) 事項

- ア 被申請人は、防音壁を設置するなどして、沖縄県〇〇市〇〇1-2-3所在の被申請人の工場からの騒音を低減すること
- イ 被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行なわないこと。
- ウ 上記措置をとらない場合、被申請人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに工場を現所在地から移転すること。

(2) 理由

騒音のために睡眠不足等の健康被害を受けているため

5 紛争の経過

- ① 被申請人は、令和〇年頃、申請人の住所地の隣接地に工場を移転させ、金属加工作業等を始めた。
- ② 被申請人工場では、金属加工のために、プレス機、ボイラー、モーターコンプレッサー等の機械を使用しているが、これらの作業は年中無休で午後8時まで続けられている。
- ③ これらの騒音により、申請人は、睡眠不足等の健康被害を受けている。
- ④ 申請人は、被申請人に対し、再三、対策の実施を申し入れたが、被申請人は何ら誠実な対応を示さなかった。
- ⑤ やむなく市の公害所管課に苦情を申し出て、騒音測定をしてもらったところ、敷地境界では、規制基準内の結果が出た。このため、市の行政指導にも限界があり、実効ある対策がなされていない。
- ⑥ しかし、申請人の住所近辺は、比較的静穏で良好な環境にあり、特に夜間の騒音は非常に耳障りで、心身に多大な影響を及ぼすものである。また、せめて、土日ぐらいは静穏な環境で生活を送りたいというのが申請人らの心情である。
- ⑦ このため、やむなく、調停申請に及んだものである。

6 調停を行なうにあたって参考となる事項

別紙のとおり、騒音を測定した結果がある

7 添付書類目録

甲第1号証 騒音測定結果

甲第2号証 付近概略図